

第1章 はじめに

1.1 策定の背景と目的

幸田町は、豊かな自然環境とともに、広域交通を処理する道路や鉄道の交通基盤に恵まれ、交通の要衝として多くの企業が立地し、またその従業員や名古屋圏からの住宅需要の受け皿としての役割を高め、活力あるまちとなります。

一方で、幸田町を取り巻く課題は多様化しています。こうした課題へ対応するため、自動車に過度に依存した社会から、公共交通が便利で使いやすく、将来に渡って安心・安全に移動できる社会への転換が求められています。

幸田町では、都市交通のあり方について長期的な視点から目標を掲げ、個別の課題に対する施策とその推進方策を示すものとして、令和2年7月に「幸田町都市交通マスタープラン」を改定し、各種施策を随時進めています。

特に、公共交通の利便性・効率性の向上に際しては、幸田町における地域公共交通の主軸であるコミュニティバス（えこたんバス）の運行内容の早期見直しを含めた、幸田町の持続的発展に向けた交通体系の確立が喫緊の課題となっています。また、今後の都市交通のあり方としては、自動運転や MaaS 等の活用や地域組織との連携など、地域課題の解決に向けた新たな技術や考え方、多様な主体との連携といった動きもでてきています。

今回、幸田町地域公共交通会議の設立と並行して、「幸田町地域公共交通計画」を策定しました。本計画の実施にあたっては、行政・町民・交通事業者・企業・地域団体などがそれぞれの役割を分担・連携して取組を進め、目標の実現を目指します。

1.2 計画の区域

本計画の区域は、幸田町全域とします。

1.3 計画の期間

本計画の期間は、令和6年度から令和10年度までの5年間とします。

1.4 計画の位置付け

本計画は、「第6次幸田町総合計画」「幸田町都市計画マスタープラン」「幸田町都市交通マスタープラン」を上位計画とし、その主要課題に対して、他の分野の政策・計画との連携・連動を図りながら、地域公共交通に関するマスタープランとするための計画です。

なお、本計画は、「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律」に基づく法定計画として策定します。

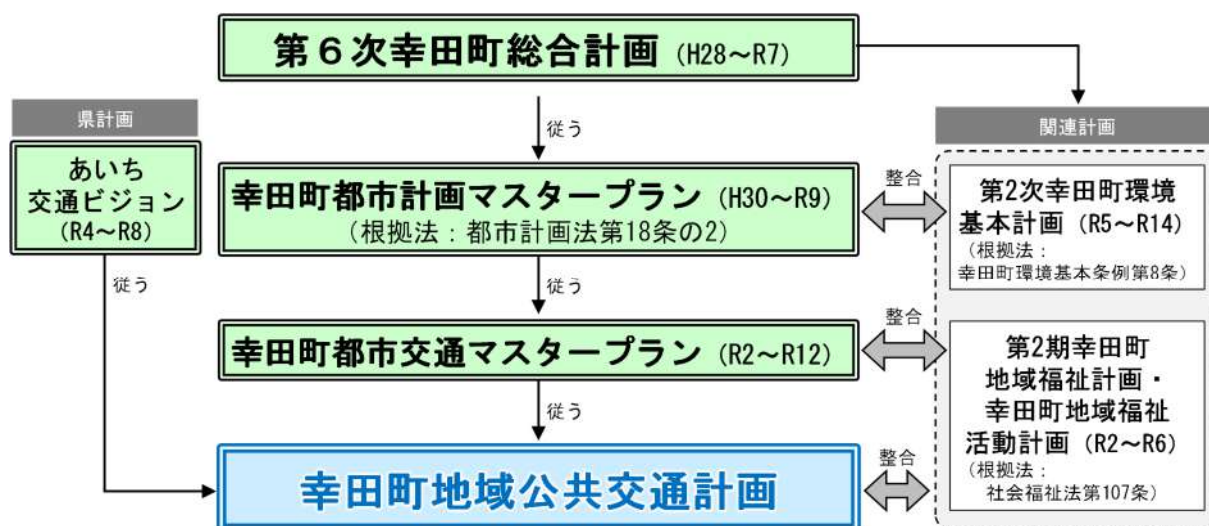


図 本計画の位置付け